

5月は、自転車活用推進法で定める

「自転車月間」です。

※ 自転車月間とは、、、
自転車利用者の交通ルール遵守とマナー向上を図るため設定された運動月間です！！



三重県内の自転車事故の特徴 (H28~R2の人身事故)

交差点の出会い頭事故が6割を超える

安全不確認や一時不停止が多い！！

自宅近くでの発生が多い



「止まれ」の標識があるところでは、必ず一時停止をし、「止まれ」の標識がないところでも、見通しの悪い交差点では徐行し、左右をよく見て安全を確認してから通行してください。